

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

4 すべての府民（府内の公的機関、教育機関等に所属・関与する者を含む。）を対象に、視覚障害者を正しく理解するための啓発活動を充実してください。

（回答）

府警におきましては、陣頭で指揮をとる新任所属長に対し、障がいの特性を正しく理解して適切に対応できるよう任用時に研修を受け、部下職員の指導・監督の責任を担っているということを認識させています。

また、警察官や警察職員として採用された職員に対しては、障がいに対する理解を深め各種警察活動において、その特性を理解した適切な対応ができるよう介助要領を学ぶ体験型の研修等を実施しております。

その他、昇任時や各専門分野に特化した教養の場において、「職務倫理」等の授業を通じて、人権尊重に配慮した府民応接のあり方について教授したり、各種幹部が出席する会議を通じて適切な対応を指示しています。

平成28年4月1日に施行されました「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、警察部内において訓令及び例規通達を策定し、職員が警察活動を推進するにあたり、個々の場面ごとに適切な対応を図ることができるよう指導・教養を徹底しております。

今後も引き続き、人権尊重に配慮した警察活動の啓発に努めてまいります。

（回答部局課名）

大阪府警本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

24 視覚障害者の職業自立を図るため、視覚障害者の三療業を守る支援をしてください。

（1）三療業者(鍼・灸・マッサージ)の無免許営業、無資格類似業者の取締りを強化してください。

（回答）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等の無資格者の取締りにつきましては、これまで同様、違法な行為は看過しないという方針で対処しております。

今後も、違法行為に対しては、証拠と法律に基づき適正に捜査していきます。

（回答部局課名）

大阪府警本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

36 音響式信号機及びエスコートゾーンの設置について

- (1) すべての交差点に音響式信号機及びエスコートゾーンを設置してください。また、ラウンドアバウト交差点については、視覚障害者が安心して安全に横断できる方策を講じてください。
- (2) 歩車分離式の信号機には、必ず音響式信号機を併設してください。
- (3) 押しボタン式の信号機にあっては、操作ボタンの位置がわかるように音を鳴らすなどしてください。
- (4) 音響式信号機、エスコートゾーンの設置に当たっては、設置する交差点や位置、構造、音量等について地域の視覚障害者の意見を聞いてください。

（回答）

項目36について、整備状況から説明しますと、令和6年3月末現在

- 音響式信号機 1, 652基
 - エスコートゾーン37本(道路管理者施工を除く)
 - 歩車分離式信号機 1, 011基
- うち音響式信号機293基
となっております。

音響式信号機、エスコートゾーンの設置につきましては、地域の視覚障がい者団体等のご意見やご要望を踏まえながら、周辺の交通環境等も勘案し、今後道路管理者と連携して整備を推進してまいりたいと考えます。

ラウンドアバウト交差点につきましても、引き続き道路管理者等と連携して、安全対策を検討してまいりたいと考えます。

また、音響式信号の押ボタンにつきましても、押ボタン箱の位置まで点字ブロックで誘導したり、押ボタン箱を取り付ける柱が離れている場合は、アームを伸ばして、押しやすい位置に設置するなど、道路管理者と連携して整備を推進してまいります。

（回答部局課名）

大阪府警本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

38 自転車（電動自転車、キックボードを含む。）の歩道上の乱暴な運転、無灯火やスマートフォン、携帯電話使用中の運転など、より一層厳しく取り締まってください。また、すべての府民に対して車道通行原則の交通ルールの徹底と自転車使用のマナーを啓発してください。併せて、学校での児童、生徒、学生等に対する自転車等の使用のマナーの指導強化に努めてください。

（回答）

無灯火や携帯電話を使用中の自転車や特定小型原動機付自転車の運転行為につきましては、看過することなく指導警告を行うとともに、悪質危険な違反行為については、検挙しているところです。

歩道は歩行者優先であることから、歩行者の安全確保を含め、今後も引き続き、自転車等の悪質、危険な違反行為については厳しい姿勢で臨み、指導取締活動を強化してまいります。

また、自転車のマナー啓発につきましては、交通秩序の整序化、府民の規範意識の高揚、自転車関連事故の減少を図るために、広報啓発、安全教育に取り組んでいるところであり、特定小型原動機付自転車につきましても、シェアリングサービス事業者等と連携し、マナー啓発に努めているところであります。

今後も、小・中学校等の児童・生徒、学生や高齢者等を対象にした安全教育、社会人層に対する企業講習、街頭における交差点活動等のあらゆる機会を通じて、車両の運転者としての自覚と責任を理解させることで、ルールの遵守とマナーの向上を図ってまいります。

（回答部局課名）

大阪府警本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

39 視覚障害者が安心して安全に歩道を歩行できるように、自転車専用道や誘導マーク（青矢印）の整備を促進し、歩行者専用道整備等を促す道路交通法改正を国に働きかけてください。

（回答）

自転車専用道や誘導マーク等の自転車通行環境につきましては、引き続き道路管理者と連携の下、整備を促進してまいります。

なお、皆様からのご意見については、警察庁に共有させていただきます。

（回答部局課名）

大阪府警本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

40 道路上に放置されている自転車や自動車、商品や荷物を厳しく取り締まってください。また、各鉄道事業者や駅周辺の土地所有者に対して、放置自転車等の防止や安全対策を講じるよう指導してください。

（回答）

府下における違法駐車の実態につきましては、改正道路交通法が施行された平成18年6月以降、大幅に改善されたところですが、引き続き歩道上や交差点、横断歩道、バス停留所付近などに駐車している悪質性、危険性又は迷惑性の高い違反を重点に取締りを強化するなど、府民の皆さんが安全で快適に利用できる道路交通環境となるよう、今後も取り組んで参りたいと考えております。

また、放置自転車等に対するご要望については、大阪市等の自治体に共有させていただきます。

（回答部局課名）

大阪府警本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。